

荏原第四区民集会所の4月からの利用について

1 理由

荏原第四区民集会所の大規模改修工事が、30年3月で完了するため、4月1日より、区民集会所の利用を再開する。

これに伴い、2月1日から、施設予約システムによる一般受付を再開する。

2 集会所概要

| | | 午前（3H） | | 午後（3.5H） | | 夜間（4H） | | |
|----------|----|--------|-------|----------|-------|--------|-------|----|
| 面積：㎡・使用料 | | 区民 | 以外 | 区民 | 以外 | 区民 | 以外 | 定員 |
| 第1（洋室） | 54 | 900 | 1,100 | 1,300 | 1,600 | 1,800 | 2,200 | 40 |
| 第2（洋室） | 46 | 800 | 1,000 | 1,200 | 1,400 | 1,700 | 2,000 | 30 |
| 第3（和室） | 35 | 400 | 500 | 600 | 700 | 800 | 1,000 | 20 |
| 第4（洋室） | 34 | 700 | 800 | 1,000 | 1,200 | 1,400 | 1,700 | 20 |

第1集会室、第2集会室、第3集会室（和室）については、使用料の変更は行わないが、定員は、椅子の数、畳数に見合うように変更する。

3階に、第4集会室を新設する。面積約34㎡で、定員20名。カラオケが使用できる防音設備となっているため、八潮区民集会所音楽室と同等の使用料を設定する。なお、カラオケセットは、一式1回1,700円とする。

3 周知の方法

- (1) 広報しながわへの掲載
- (2) 区ホームページへの掲載
- (3) 荏原第四地域センターでの掲示
- (4) 施設予約システムへの表示